

特定非営利活動法人チャイルドケアセンター 公益通報者保護規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人チャイルドケアセンター（以下「この法人」という。）は、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理及びこの法人に対する社会的信頼の確保のため、公益通報者保護規程（以下「この規程」という。）を定める。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員及び職員、ボランティアを含むすべての従業員（以下「役職員」という。）に対して適用する。

(通報等の方法)

第3条 この法人の役職員は、次に定めるヘルプラインの窓口（以下「ヘルプライン窓口」という。）に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途役職員に通知する。

- (1) 代表理事
- (2) 監事
- (3) 外部機関

(不利益処分等の禁止)

第4条 この法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和3年2月26日から施行する。（令和3年2月26日理事会決議）